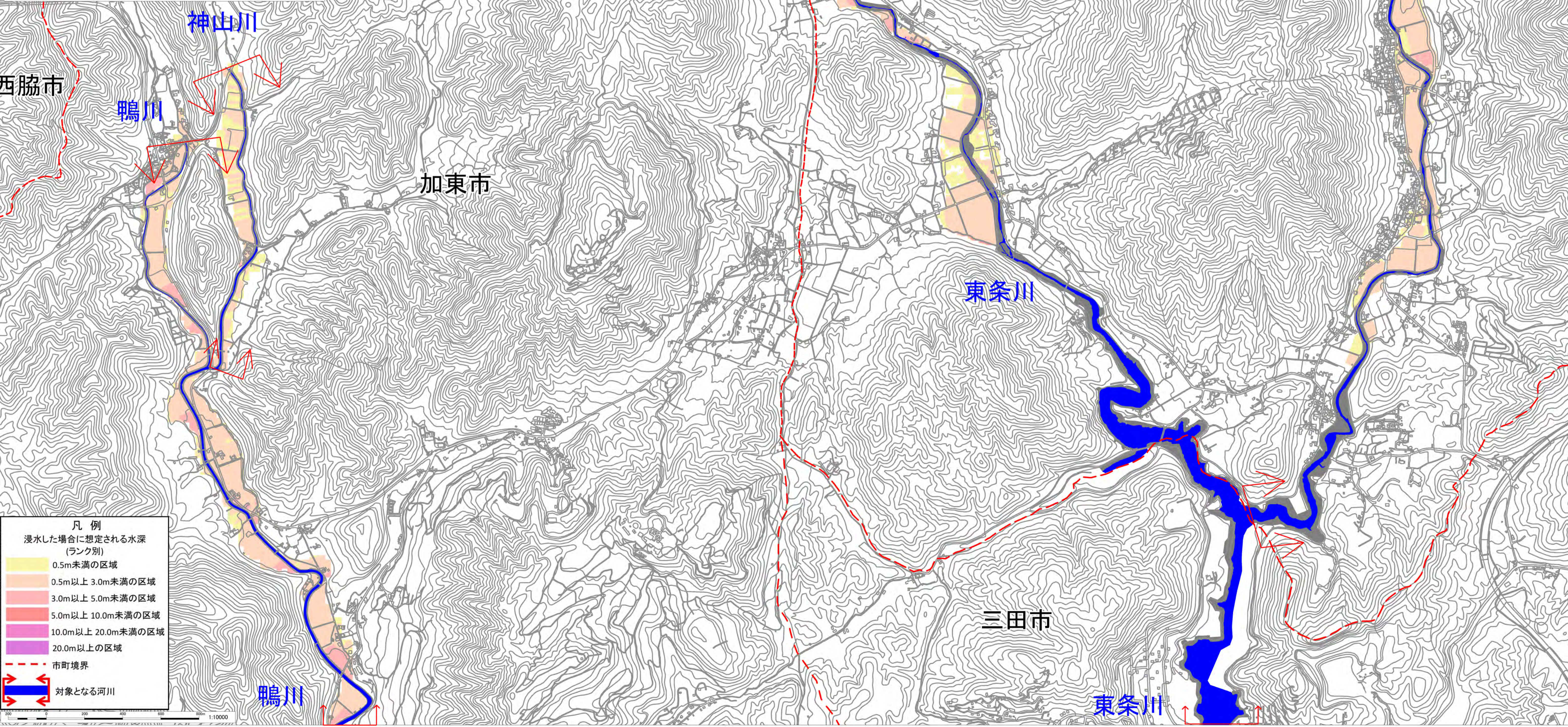


# 加古川水系 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 19/33

- 1 説明文
- この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による洪水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」といいます)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
  - この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される洪水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- 作成主体 兵庫県
  - 指定年月日 令和元年5月31日(西斗谷川、明神川以外の河川)  
令和元年6月1日(西斗谷川、明神川)
  - 指定の根拠法令 加古川水系条例第30条第1項
  - 条例指定河川 加古川水系小笹谷川、北谷川、野尾谷川、門瀬川、畑谷川、アタラシガイ子谷川、比延谷川、和田谷川、出金川、藤川川、長治川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、桜谷川、山田川、南谷川、大島川、霧坊川、賀茂川、南村川、手前川分水路、千歳川、善光寺川、大谷川、佐谷川、赤井川、三坂川、志野川、吉馬川、徳谷川、高倉川、徳谷川、出水川、下川、福川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥野田川、山野部谷川、恵出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、仕出原川(指定農民局、北播磨農民局)
  - 水防法指定河川 西斗谷川、明神川(指定農民局、丹波農民局)  
加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美里川、淡河川、万壽寺川、万壽寺川、下里川、千鳥川
  - 指定の前提となる降雨 加古川流域の48時間流域平均雨量 750mm
  - 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市、三田市、丹波篠山市
  - その他の計算条件等
    - この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
    - この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
    - 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
    - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続堤土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。



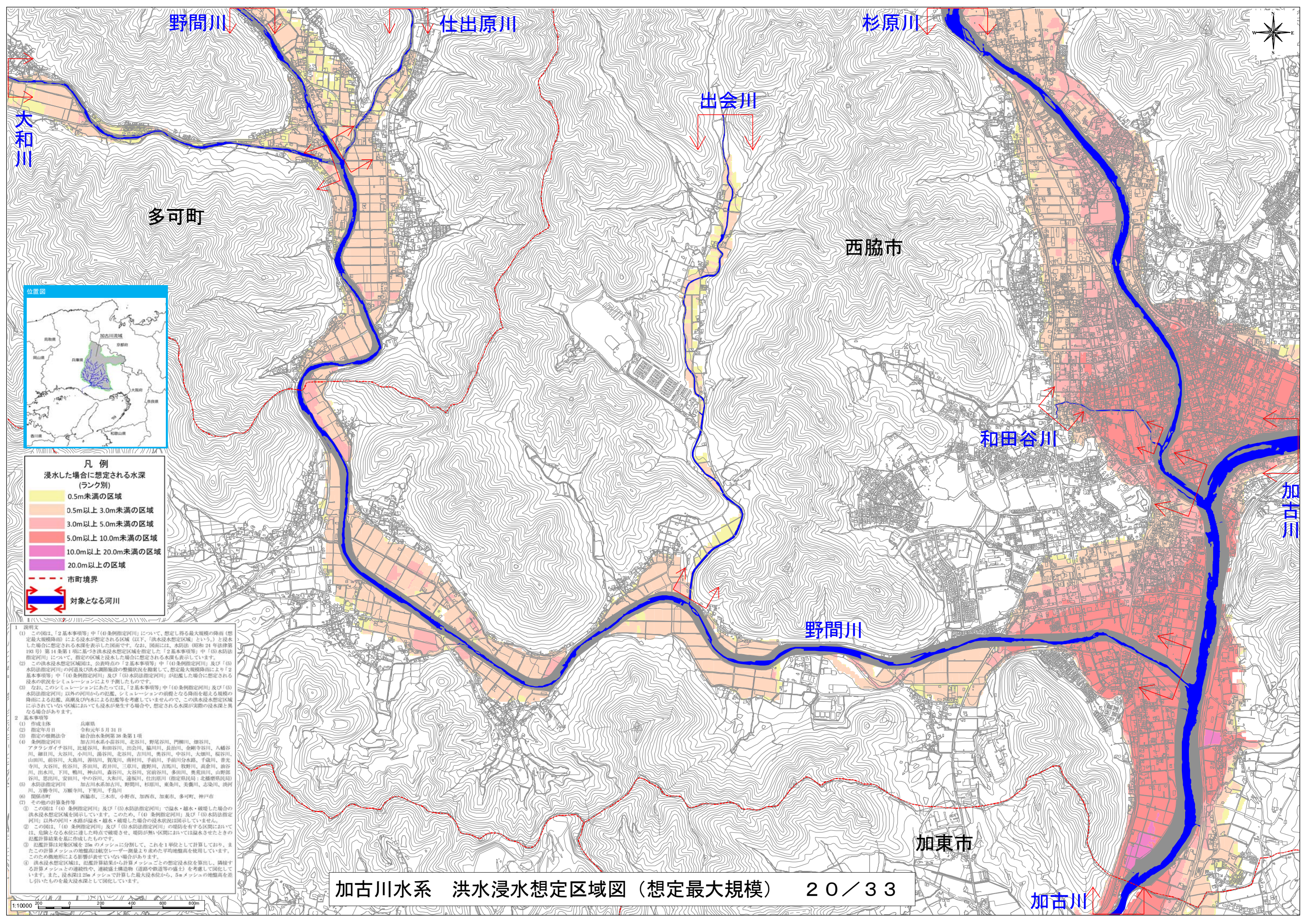
凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界

対象となる河川



野間川

仕出原川

杉原川

出会川

大和川

多可町

西脇市

和田谷川

野間川

加東市

加古川



**凡例**

浸水した場合に想定される水深  
(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界

⇄ 対象となる河川

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第188号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域を示した場合は表示していません。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を相対する規模の降雨による氾濫、高層及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 山本系小谷川、北谷川、野尾谷川、門瀬川、榎谷川、アタラシガイ子谷川、比延谷川、和田谷川、出会川、脇川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、湯坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、普光寺川、大谷川、佐谷川、芥田川、若井川、三草川、鹿野川、吉馬川、牧野川、高倉川、湯谷川、出水川、下川、鶴川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥栗田川、山野部谷川、思田川、安田川、中谷川、中谷川、遠坂川、仕出原川(指定村民局：北播磨村民局)

(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美興川、志願川、淡河川、野間川、下野川、千島川

(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

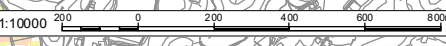
(7) その他の計算条件等

① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区域においては、堤防となる水辺に達した時点で破壊させ、堤防が無い区域においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続浸水構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図面化しています。また、浸水深度は計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図面化しています。





1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 加古川水系小高谷川、北谷川、野尾谷川、門瀬川、畑谷川、アタラシガイチ谷川、北延谷川、和田谷川、出会川、脇川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、桜谷川、山田川、前谷川、大畑川、新谷川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、普光寺川、大谷川、北谷川、赤田川、野井川、三草川、龍野川、吉野川、高倉川、高倉川、湯谷川、出水川、下川、鶴川、神山川、赤谷川、宮原谷川、多田川、奥尾川、山野谷川、山野谷川、思出川、安田川、中谷川、大和川、遠坂川、社田原川（指定駅長局：北播磨駅長局）

(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美養川、志染川、淡河川、万壽寺川、万壽寺川、下里川、千島川

(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

(7) その他の計算条件等

① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザ測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

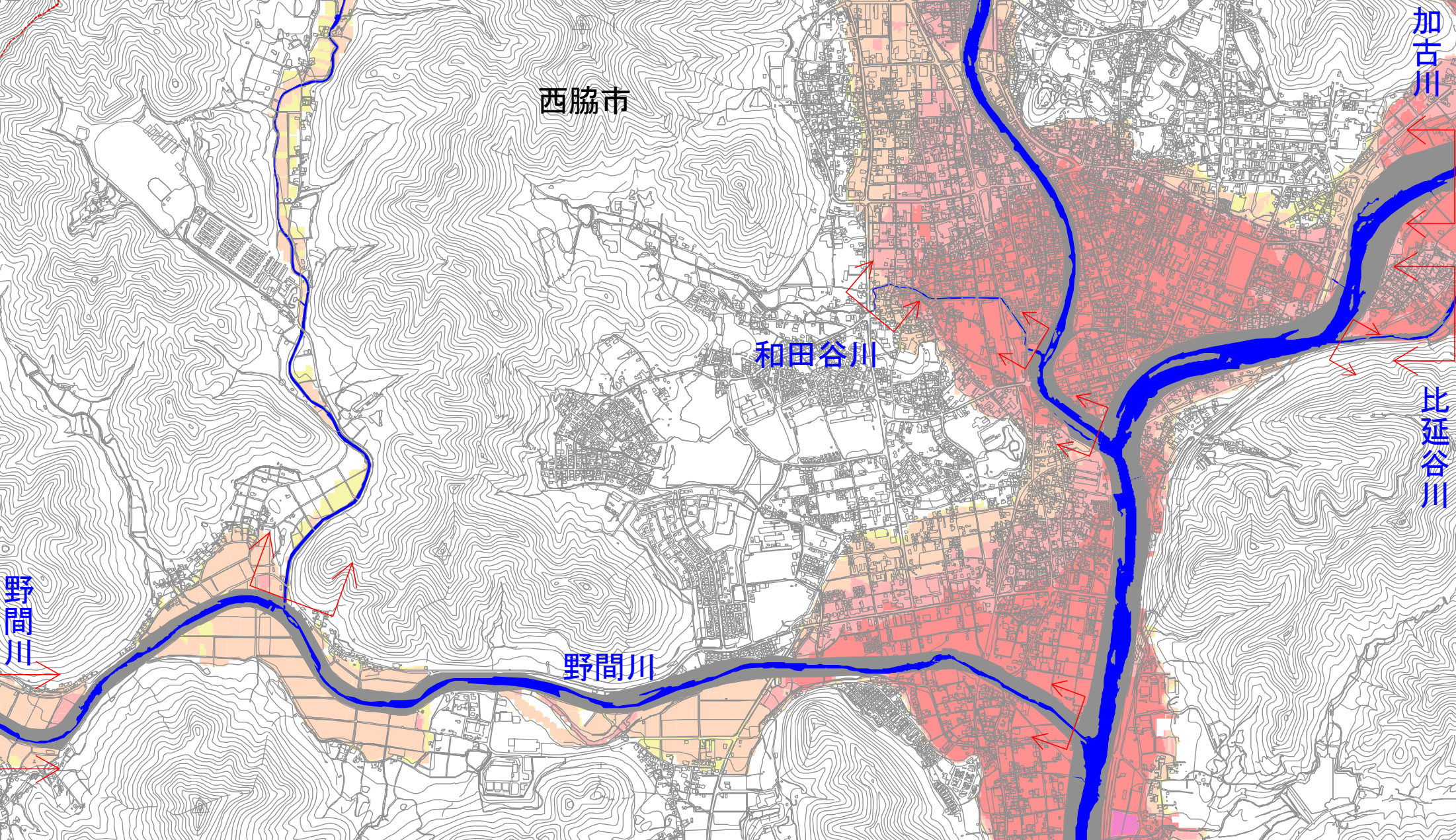
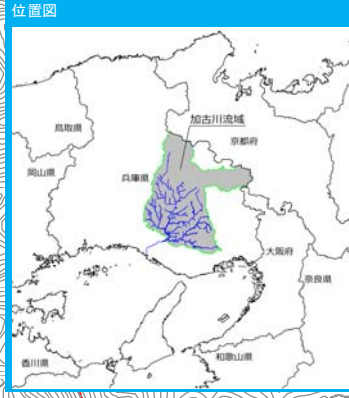
凡例

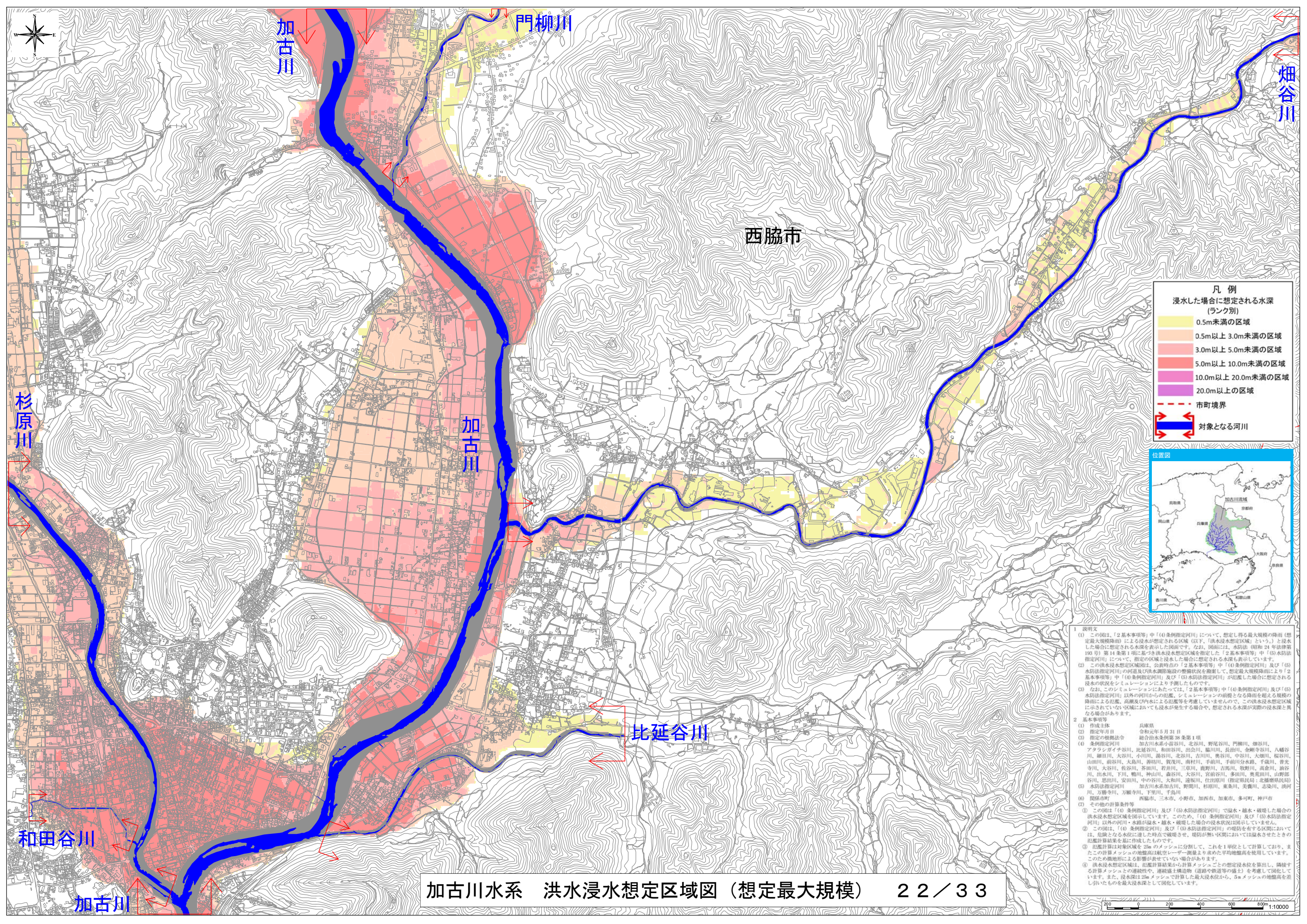
浸水した場合に想定される水深  
(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界

対象となる河川





加古川

門柳川

畑谷川

西脇市

杉原川

加古川

比延谷川

和田谷川

加古川

**凡例**  
 浸水した場合に想定される水深  
 (ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界  
 対象となる河川



**1 説明文**

(1) この図は、「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2 基本事項等」中「(5) 水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

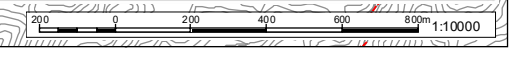
(2) この洪水浸水想定区域は、各河川沿いの「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨(2 基本事項等)中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

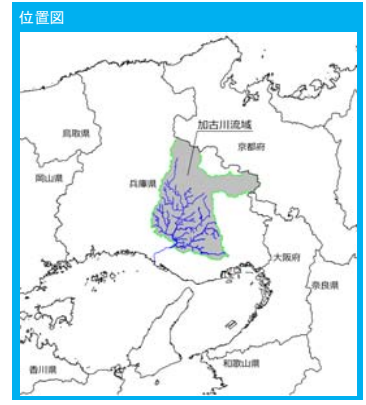
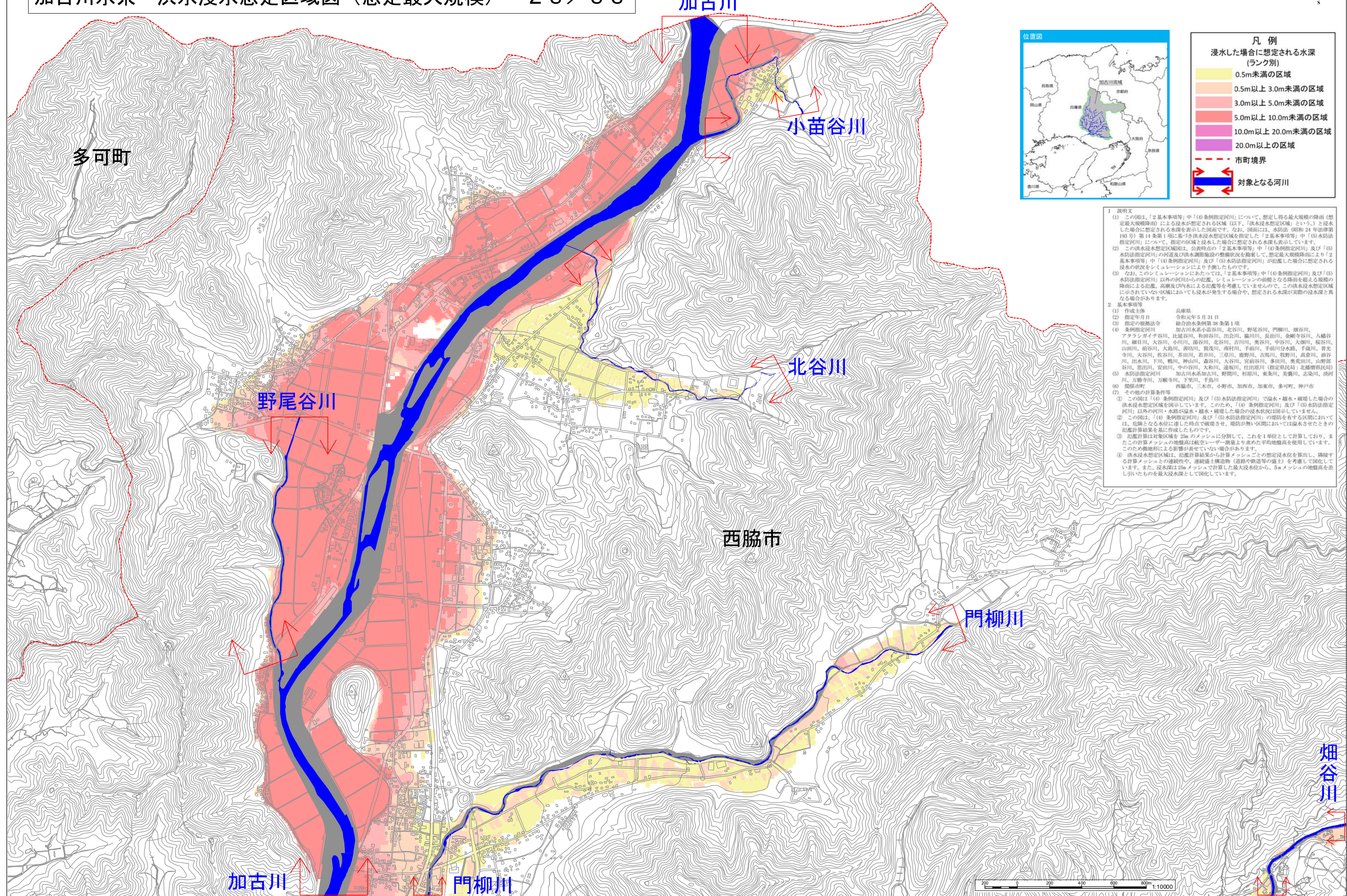
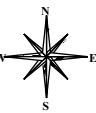
(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 指定年月日 令和元年5月31日  
 (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項  
 (4) 条例指定河川 加古川水系小富谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、畑谷川、アタラシガイ子谷川、比延谷川、和田谷川、出合川、福田川、長治川、柳野谷川、命野谷川、入幡谷川、山田川、前谷川、大島川、湯坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、善光寺川、大谷川、佐谷川、茶田川、若井川、三谷川、鹿野川、吉馬川、牧野川、高倉川、善光寺川、出合川、下川、鶴川、神山村、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥野田川、山野谷川、忍野川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、仕出原川(指定村民局:北播磨村民局)  
 (5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美濃川、志染川、淡河川、万福寺川、万福寺川、下里川、千島川  
 (6) 関係する市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市  
 (7) その他の計算条件等  
 ① この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で浸水・氾濫・破堤した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・氾濫・破堤した場合の浸水状況は図示していません。  
 ② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては浸水させるときの氾濫計算結果を基に作成したものです。  
 ③ 氾濫計算は対象区域を5mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。  
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図示しています。また、浸水深は2mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差引いたものを最大浸水深として図示しています。

加古川水系 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) 22 / 33





**凡例**

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 5.0m以上 10.0m未満の区域
- 10.0m以上 20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域
- 市町境界
- 対象となる河川

**1 説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」について、想定される最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」といいます）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5) 水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより作成したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前態となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、畑谷川、アタラシガイチ谷川、比延谷川、和田谷川、出合川、脇川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、森坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千蔵川、香光寺川、大谷川、佐谷川、赤田川、若井川、三草川、鹿野川、吉野川、牧野川、高倉川、湯谷川、出水川、下川、豊川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥田川、山形谷川、思田川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、住田原川（指定県民局：北播磨県民局）

(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美善川、志茂川、浜河川、万壽寺川、方願寺川、下里川、千島川

(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

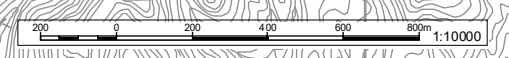
(7) その他の計算条件等

① この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が限定されない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土工構築物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図面化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図面化しています。





西脇市

丹波篠山市

畑谷川

アタラシガイチ谷川

畑谷川

東条川

四斗谷川

東条川

明神川

四斗谷川

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日(四斗谷川、明神川以外の河川)  
令和元年6月1日(四斗谷川、明神川)

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、畑谷川、アタラシガイチ谷川、比延谷川、和田谷川、出金川、龍川川、長治川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、榎谷川、山田川、新谷川、大谷川、赤谷川、赤谷川、新谷川、手前川、手前川分岐、石巻川、赤光寺川、大谷川、佐谷川、芥田川、若井川、三草川、奥野川、吉野川、牧野川、水谷川、油谷川、出水川、下川、鴨川、神山村、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥栗田川、山野形谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、住出川

(5) 水防法指定河川 指定県民局：北播磨県民局  
四斗谷川、明神川 指定県民局：丹波県民局  
加古川水系加古川、野田川、杉原川、東条川、美濃川、志染川、淡河川、万壽寺川、万壽寺川、下里川、千島川

(6) 指定の前提となる降雨 加古川流域の48時間流域平均雨量 750mm

(7) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市、三田市、丹波篠山市

(8) その他の計算条件等

① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を明示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、堤防・橋脚等の浸透・越流等を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界

⇄ 対象となる河川